平成２３年（フ）第２５９８号
福岡市中央区谷１丁目１番８―607号
債務者　小野浩一郎
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６４１号
福岡市城南区友丘５丁目14番５―305号
債務者　木下あかね（旧姓淀川）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６９８号
福岡県太宰府市宰府５丁目21番10号
債務者　藤原　壽男
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７５号
富山市鵜島2116番地　レジデンスアポロン102号
債務者　山本　茂雄
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７５０号
名古屋市千種区青柳町６丁目19番地の６　桜吹上ビル２Ａ
債務者　新生工業こと　南　　相河
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０８号
愛知県海部郡蟹江町源氏３丁目115番地２
債務者　川岸　一江
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２８２７号
愛知県東海市名和町蛇骨山１番地の123
債務者　小西　惠子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９５３号
名古屋市南区氷室町19番５―1203号氷室荘
債務者　鈴木　邦夫
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８６５号
名古屋市中区大須２丁目27番34号　サンシャイン大須1110号
債務者　松田　吉郎
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８６６号
名古屋市中区大須２丁目27番34号　サンシャイン大須1110号
債務者　松田ゆりえ
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９３号
福岡県久留米市津福今町531番地１　サンフラワー津福503号
債務者　山崎　美幸
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２６５５号
愛知県東海市荒尾町勝山３番地３棟403号
債務者　敷田　和久
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３７号
岐阜県羽島郡笠松町江川207番地の１
債務者　山田　克哉
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６７９号
高知市秦南町２丁目16番22号
債務者　山﨑　広明
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０３４号
宮城県塩竈市白菊町２番８号
債務者　小原　　透
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７２号
仙台市泉区虹の丘４丁目10番地の６　県営虹の丘住宅１―103
債務者　齋藤　幸二
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７２号
仙台市青葉区一番町２丁目７番27―1117号
債務者　菊池　まい（旧姓関野）
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７３号
仙台市宮城野区鉄砲町246番地　榴ヶ岡ハイデンス404
債務者　荒木美保子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係